平塚市空家等対策計画の策定について

1 計画の位置づけ

平塚市空家等対策計画は、空家法第 6 条に基づく「空家等に関する対策についての計画」であり、法定計画となります。

2 計画策定の目的

本市においては、これまでも市民からの情報提供等に応じて、適正管理に関する 指導を行ってきましたが、所有者の事情等により、改善にまで至っていないものも 多く、適正管理の指導に加え、空家等の発生抑制や利活用も含めた総合的な対策を 推進していくことが急務となっています。

これらの空家等対策については、庁内関係課が連携を図りながら推進することが必要不可欠であり、また、市民と協働しながら取り組んでいくことも重要であることから、本計画の策定により本市の総合的な対策についての考え方を内外に示し、それに基づいて空家等対策を推進していく考えです。

3 計画策定体制

平塚市空家等対策協議会及び3つの庁内組織により検討を進めます。

【検討体制のイメージ】

